



## 固定資産税に関する届け出・申告を忘れずに 取壊し家屋（建物）の届け出

申告先・問合せ 課税課資産税係内 157

令和7年中に家屋（全部または一部）を取り壊した場合、届け出が必要です。

○登記されている家屋…東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記

○未登記の家屋…課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出

※取壊しの届け出がないと、令和8年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

次の申告は2月2日(月)までに

### ■住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、令和7年に次の①～④に該当する場合は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

- ①土地を新しく住宅用地として使用した。
- ②土地を住宅用地として使用しなくなった。
- ③住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新（増）築した。
- ④住宅を事業用家屋に用途変更した。

### ■建替え中の住宅用地の特例（建替え特例）の申告

建替えのため住宅を取り壊し、賦課期日（1月1日）に住宅は存在しないが3月末までに新築工事に着手している場合は、住宅用地の特例を受けられる可能性があります。該当する場合は申告してください。

※詳しくは問い合わせてください。

### 固定資産税（家屋）の減額措置

住宅のバリアフリー改修や耐震改修、省エネ改修など、特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。工事後3か月以内に申告が必要です。

※詳しくは問い合わせてください。



## 令和7年分 所得税の確定申告 税理士による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士が無料申告相談を行い、パソコンで申告書を作成します。

※オンラインによる事前申込が必要です。電話で予約はできません。

日 時 2月2日(月)～6日(金) 各日午前9時～午後4時  
(1区分30分間)

会 場 市役所4階大会議室

※持ち物など詳しくは、右の二次元コード（市公式サイト）から確認してください。

※確定申告については、広報はむら

1月15日号でお知らせします。

※土地・建物・株式の譲渡所得の相談はできません。

申込み 1月9日(金)午前9時～2月3

日(火)午後3時30分に、右の二次元コード（税理士による無料申告相談予約サイト）から

### 予約方法や無料申告相談に対する問合せ

青梅税務署☎ 0428-22-3185（自動音声に従って「2」を選択してください）

※申告書などの提出のみの場合は、下記に郵送してください。

〒183-8510 東京都府中市本町4-2  
東京国税局業務センター武蔵府中分室

### 注意！ 確定申告用紙は原則、送付されません

前年に確定申告を行っていても、令和7年分の申告用紙は原則、青梅税務署から送付されません。

e-Tax（電子申告）を利用するか、市役所または青梅税務署に申告用紙を取りに来てください。

※数に限りがあります。

※国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

▶市役所での配布…1階市民ホールで1月19日(月)から  
問合せ 青梅税務署個人課税第1部門☎ 0428-22-3185  
(自動音声に従って「2」を選択してください)



## 令和8年度の個人住民税の主な税制改正

問合せ 課税課市民税係内 162

※改正は令和7年1月1日～12月31日の収入を基礎とする  
令和8年度の個人住民税に適用されます。



▲令和8年度住民税から適用の税制改正（市公式サイト）

### 1 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、令和8年度の個人住民税から、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

給与の収入金額	改正前	給与所得控除額	改正後	給与所得控除額
162万5千円以下		55万円		
162万5千円超180万円以下		給与の収入金額×40%－10万円		65万円
180万円超190万円以下		給与の収入金額×30%+8万円		

※給与の収入金額が190万円以下の方のみの改正です。190万円を超える場合、改正はありません。

### 2 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

令和8年度の個人住民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

### 3 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

令和8年度の個人住民税から、合計所得金額が58万円を超える19歳～23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が、当該親族の合計所得金額に応じて徐々に減少していく仕組みが、新たに設けられます。

扶養親族の合計所得金額	【参考】左記所得を給与収入に換算した場合	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	123万円超 160万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	160万円超 165万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	165万円超 170万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	170万円超 175万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	175万円超 180万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	180万円超 185万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	185万円超 188万円以下	3万円

### 4 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長

子育て世帯等が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

#### ■適用できる世帯（次のいずれかに該当する場合）

- 19歳未満の扶養親族を有する世帯
- 夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

#### ■住宅ローン控除の借入限度額

住宅の区分	子育て世帯以外	子育て世帯
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

※適用条件等について、詳しくは国土交通省ウェブサイトなどを確認してください。

特に記載がない場合、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。